

民法演習 I ・ 第15回講義（離婚）の補足説明

2017年7月19日

松岡 久和

今回も、私からの補足は、学習ポイントにない点などごく限られたものにします。

1 Aの預金の拠出について

講義中にAもBと並んで500万円を頭金として拠出していることからBと同様ではないかと申しましたが、A名義の預金には、わざわざ括弧書きで「(婚姻中に預金したもの)」とあるのを見落としていました。頭金となったA名義の預金も、現在のA名義の預金同様、名義に関係なくABの共有財産です。そうすると、清算対象となるマンションの価格は、時価－購入価格へのBの寄与分で求める必要があり、この相談事例では、Bの寄与分は、時価×購入時の支出割合で求められるので、 $2100万円 \times 500万円 \div 3000万円 = 350万円$ となります。よって、清算対象となるマンションの価格は、この寄与分を差し引いて、 $2100万円 - 350万円 = 1750万円$ です。学習ポイントで説明されているのと同じです。

やはりその場で唐突に思い付いたことは危ういと反省しています。

2 財産を半分に分けるとするとどうなるか。

共同の積極財産－共同の負債で求めるところ、夫婦財産の清算の対象となる財産は、名義のいかんにかかわらず、婚姻後に夫婦の協力によって取得した財産である（参考文献①93頁）。この相談事例では、 $1750万円 + 500万円 - 700万円 = 1550万円$ 。

Bが期待できる財産分与における清算額は、 $1550万円 \div 2 = 775万円$ である。預金を折半してAからBに引き出した250万円を渡し、マンションの分割対象価額1750万円の2分の1である875万円分の持分をAに残して、残りをBに移動させることになる（積極的財産移動は合計1125万円分）。マンションの持分は、 $A : B = 875 : 1225 = 5 : 7$ 。Aの持分割合を12分の5、Bの持分割合を12分の7に変化させることになる。

消極財産も半分に分けるので、AとBの負担部分は350万円ずつであるが（これを移動する上記積極財産分の1125万円から控除すると775万円になる）、債権者との関係では、Aが主たる債務者、Bが連帯保証人として引き続き責任を負うことになる。

3 Bの扶養の要素と子供の養育費

養育費は、親権者である親の子に対する扶養義務の問題であり、子自身が扶養請求することも可能だが（877条）、離婚の場合には、子を引き取る母が子の父に対する監護教育費用の負担請求として、離婚訴訟に付帯して行うことが多い（人訴32条1項、参考文献①133頁以下）。

養育費の算定には、実務上、支払義務者の年収と子供の数、年齢を変数とする算定表が、用いられている（参考文献⑦）。養育費は、親権者の扶養義務として捉えられるので、原則として、未成年の子に対するものである。Cは大学2回生であるので、成人している可能性があるが、成人であっても、大学に通っていて授業料が必要な場合に、卒業するまでは未成熟子として、扶養用の支払を認める裁判例がある（参考判例⑤。参考文献①）。参考文献⑦301頁の算定表5によると、夫の年収が800万円、妻の年収が100万円で、第1子・第2子ともに15歳～19歳である場合の養育料は月額12万円～14万円である。2人分でおおむね24万円～28万円になる。Cを扶養が要らない成人とすれば1人の子供の298頁の算定表2により8万円～10万円である。

離婚後の配偶者に対しては扶養義務を負わないのが原則であるが、相談事例のような専業主婦の場合、A Bの年収格差が大きく、離婚後の経済的自立が困難なBに対して、(どこまでどういう条件でというのが難問だが) 財産分与で考慮される。さらに、別居から離婚までの過去の婚姻費用の分担について、Aの毎月20万円の振込では不足だったとすれば、過去の婚姻費用の分担をも清算の要素として財産分与の問題として扱いうる(窪田充見『家族法〔第3版〕』(有斐閣、2017年) 117頁・119頁)。

Bの扶養を除いても、Cの卒業までの20か月で480万円～560万円、Cの卒業後からDの卒業までの72か月で576万円～720万円となり、合計1056万円～1280万円となる。一時金支払の場合の中間利息控除を考慮しても1000万円というのは過大な数字ではない。

4 Bの請求は過大か

寄与分を控除したマンションの価格は1750万円であり、Bが期待できたのは、775万円であるから、975万円が過大だということになる。しかし、慰謝料等に相当する部分の財産分与が数百万円程度は存在し、不相当に過大とまでは言いにくい。さらに、財産分与単体をみると不相当に過大と言えなくはないが、C・Dの養育費の一時金払が1000万円以上になりそうなことを考えると、Bが主張する給付をAから受けることは、それによってAの責任財産の減少が生じて、総合的には正当であり、詐害性を欠くと思われる。

なお、参考として、夫婦が婚姻中にそれぞれ出資して取得したマンションを財産分与の対象から除いた場合に、共有関係が残るので、単独占有している元妻は、自己の共有持分3分の1を越える部分については、元夫の共有持分3分の2を侵害する不法行為責任が成立するとして、建物明渡まで使用料相当額の損害金月額10万円を支払うことを命じた判決がある(参考判例⑥)。

5 慰謝料請求と消滅時効

発展課題についての説明は、学習ポイントで十分だと思うので、1点だけ補足しておく。

慰謝料請求権を生じる場合、被害法益を「不倫をされない利益」(守操義務によって守られる利益。守操権と呼んでもよい)と考えると、A Fの不倫・同棲により日々Bの利益侵害と損害が発生する。その損害賠償請求権は、Bが右の同棲関係を知った時から起算されるため、3年以前の損害については、時効にかかって請求できない。しかし、過去3年以内の分は、刻々損害が発生すると考えて、時効期間は経過しておらず、なお請求可能である(参考判例⑩)。

これに対して、被害法益を守操権ではなく家庭の平和だと理解すれば(婚姻が破綻しないうちは不倫相手に対する損害賠償請求を認めるべきではないという立場につながる)、本件では、Aが離婚届を持ってきた2014年12月に家庭の平和が決定的に破壊されたと思われるため、その時点から時効が起算される可能性があり、時効はまだ完成していない。ただ、この見解でも、早めに時効中断の手続を採らないと、3年の短期消滅時効(724条前段)にかかってしまうおそれがある、と助言してあげるべきであろう。